

令和2年（2020年）11月20日

保護者の皆様

豊中市教育委員会

「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための出席停止について

日ごろは本市の教育活動に、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

これまで、市立小中学校の児童生徒や教職員においても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されており、学校での感染拡大を防ぐため、休校の措置をとらざるを得ない状況が生じています。（休校中には、保健所による疫学調査（濃厚接触者を特定するための調査）への協力や施設の消毒を実施）

また、濃厚接触者に特定された児童生徒や教職員は、PCR検査の結果が陰性であっても、保健所からの要請により、感染者との最終接触日の翌日から起算して原則14日間（健康観察期間）は自宅待機となっています。

現在、ほぼ毎日、複数の学校において児童生徒や教職員がPCR検査を受けている状況が続いており、感染拡大が第三波に入っていることを実感しています。

子どもの感染事例の多くは家庭内での感染で、無症状の場合が半数近くを占めています。学校での感染拡大を防ぐには、外からウイルスを持ち込まない（感染源を絶つ）ことが非常に重要です。

各校において、日々感染予防対策に取り組んでいるところですが、ご家庭におかれましても、お子様本人や同居ご家族の健康観察を徹底していただき、お子様本人をはじめ、同居ご家族に発熱等かぜ症状がある場合やPCR検査を受けることになった場合には、お子様を登校させないことを今一度徹底してください。

なお、お子様本人や同居ご家族がPCR検査を受けることになった場合も、学校へ連絡をお願いいたします。

【留意点】

○お子様本人に発熱等かぜ症状がある場合には、感染が疑われるため「学校保健安全法第19条」の規定に基づき「出席停止」とします。また、お子様本人に発熱等かぜ症状がなくても、同居家族内に同症状が見られる場合についても、「出席停止」とします。いずれの場合も、登校させないでください。

なお、法に基づく「出席停止」とすることから、欠席扱いにはなりません。

○登校できない期間中、お子様の学力保障をはじめ、心身の安心・安全の確保に努めてまいりますので、心配なことがありましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

○感染による偏見、差別につながらないよう、ご本人やご家族、関係者の人権尊重、個人情報保護の保護に、特段のご理解とご配慮をお願いいたします。

お問合せ先

学校教育課 保健体育係（第一庁舎6階）

電話06-6858-2570